

兵庫県立神戸聴覚特別支援学校いじめ防止基本方針

兵庫県立神戸聴覚特別支援学校

1 本校の方針

本校は、教育目標として

- (1) 幼児・児童・生徒一人ひとりの障害や発達段階、特性に応じた教育を推進する。
- (2) 調和のとれた心身の発達を図り、自立と社会参加の実現に向けて、主体的に行動し、未来を切り拓く力を育成する。

の二項目を掲げ、校訓を「自立」「共生」「前進」として、確かな学力やコミュニケーション能力を身につけた、積極的な姿勢で社会に貢献できる、自立した人材を育成することを基本的な方針としている。

その目標を達成するための学校生活の中で、全ての生徒が安心して有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に迅速かつ適切に解決できるように「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、1歳児、2歳児を対象とした保育相談部から幼稚部、小学部、中学部、高等部まで、聴覚に障害のある幼児、児童、生徒（以下、生徒等）の教育を行うとともに、本校以外の子どもたちのための教育相談、通級指導などを行っている。

いじめについては、少人数対応の利点を活かし、平素より生徒等の学校生活や家庭生活の状況を把握し、生徒自身の変化に敏感にキャッチするよう対応している。教職員が生徒等とともに、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、取り組んでいる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、カウンセリングに関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制など校内組織を別に定める。

別紙1 校内指導体制

また、昨今のいじめは、教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい傾向があることを認識し、教職員が生徒等の小さな変化を敏感に察知し、いじめを逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止に向けた年間指導計画

いじめの未然防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、人権教育や命の教育とも関連した多様な取組を体系的・計画的に行うとともに、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などを盛り込んだ年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの兆候を発見した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、共有、事実確認を行い、迅速に解決するための組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態については、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に、いじめを受けた生徒等の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合や、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義をふまえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

- ## (2) 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の留意事項

本校は、誰からも信頼される学校を目指し、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者や地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、育友会総会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて学校評価の項目に加えるとともに、いじめ対応チームを中心に定期的に点検し、必要に応じて見直す。

校内指導体制

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを拒絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・交流活動など)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心とし、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒等の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対応チームの構成員>

いじめ対応チーム

**校長 教頭 生徒指導部長 学部長 生徒指導担当者
総合支援センター長 養護教諭 学校カウンセラー等**

- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・ 年間指導計画の作成、実施、改善
- ・ 校内研修会の企画・実施
- ・ アンケート結果および報告等の情報の整理と分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・ 要配慮生徒等への支援方針

未然防止

人権教育の充実
道徳教育の充実
学習指導の充実
特別活動の充実
教育相談の充実
情報教育の充実
保護者および地域との連携

早期発見

日々の観察
教員、生徒等、保護者、地域からの情報
巡回指導
アンケートの実施
担任との面談
教育相談体制の確立
情報の共有

いじめ防止スローガン

小学部…いじめはね 心が傷つく いやなこと
中学部…いじめアカン!!
高等部…いじめ絶対× ～相手の気持ちを考えよう～

いじめ発見のためのチェックリスト

(1) いじめが起こりやすい、もしくは起こっている環境

- ☐ 朝、特定の子どもの机が定まった場所がない ☐ 特定の子どもにみんなが気を遣っている
☐ 掲示物が破れている、落書きがある ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
☐ 絶えず周りを窺っているような子どもがいる ☐ グループが閉鎖的で他を寄せ付けない

(2) いじめられている子どもの発見

① 日常の行動

- ☐ わざとらしくはしゃいだりしている ☐ いつも態度がおどおどしている
☐ にやにやと笑ってごまかしたりする ☐ 話をする时下を向くなど視線を合わせようとししない
☐ 悪口を言われても愛想笑いをしている ☐ 遅刻や欠席が増える
☐ 早退が多くなり、一人で帰りがたがる ☐ 保健室へ行くことが増える
☐ 休憩時間に職員室や保健室の周辺をうろうろしたりする

② 授業時間

- ☐ 教室に遅れて入ってくる ☐ 発言を冷やかされたり笑われたりすることが多い
☐ 教師の近くにまとわりついてくる ☐ 本人の学習意欲は減退している
☐ 教師が褒めても反応しない ☐ 教師が褒めても周囲の雰囲気冷やかである

③ 昼食・清掃時間

- ☐ 好きなものを他の子にあげる ☐ 机を少し離している
☐ 食事量が減っている ☐ 給食の配膳忘れや量の不平等が目立つ
☐ いつも重いものを運ばされている ☐ 特定の子の皿などが汚れている

④ 清掃時

- ☐ ゴミ捨てなどを特定の子がしている ☐ 一人で離れて掃除している
☐ 箒などで遊んでいることが多い ☐ 汚れたものを持たされることが多い

⑤ その他

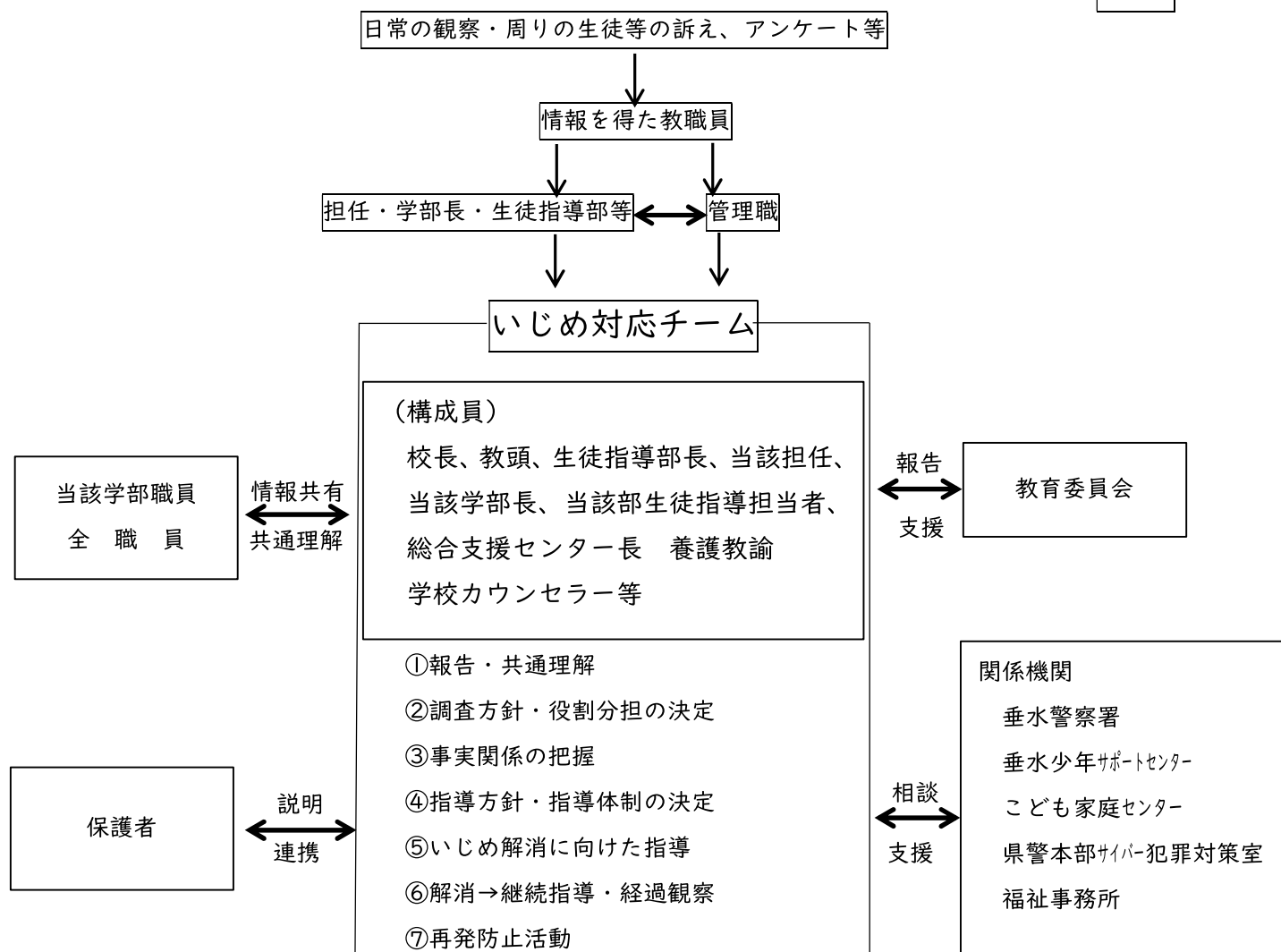
- ☐ 持ち物や机に落書きをされている ☐ 持ち物が隠されたり、壊されたりしている
☐ 服に靴の跡がついている ☐ 手足にアザや擦り傷がある
☐ 遊び仲間が変わる ☐ けがの状況と本人の説明が一致しない
☐ トイレなどに中傷の落書きがある ☐ 必要以上のお金を持っている
☐ 教師に対して必要以上に甘える、もしくは敵意を持ったような言動をする

(3) いじめている子の発見

- ☐ 多くのストレスを抱えている子ども ☐ 自分が常に悪者扱いされていると思い込んでいる
☐ グループで行動し指示をしようとする ☐ 特定の子どもに対してのみ強い仲間意識を持つ
☐ 他の子どもにきつい言葉を使う ☐ 何かを威嚇するような言動をとる
☐ 教師によって態度を変える ☐ 教師の指導を素直に受け入れない
☐ あからさまに教員の機嫌をとる、もしくはむき出しの敵意を露わにする

本校におけるいじめ問題に取り組むための年間指導計画

	関係行事	留意点
4 月	クラス作り 個人面談・家庭訪問	*クラス内における仲間作り 人間関係の掌握に努める *学校評価の再確認
5 月	カウンセリング	*巡回活動・授業観察の推進 *自立活動などを通じた啓発活動
6 月	部会による情報交換会 いじめアンケート カウンセリング	*クラスなど人間関係の再確認
7 月	三者面談 人権研修会 カウンセリング	*外部講師による研修会の推進 *児童会、生徒会による啓発活動 *いじめアンケートの総括
8 月	生徒指導担当者会での情報交換	
9 月	部会による情報交換会 カウンセリング	*夏休み明けの状況確認 *セルフチェックの実施など
10 月	個人面談 カウンセリング	*巡回活動・授業観察の推進 *自立活動などを通じた啓発活動
11 月	いじめアンケート カウンセリング	*クラスなどの人間関係の再確認 *いじめアンケートの総括
12 月	人権研修会 三者面談 カウンセリング	*人権ビデオ鑑賞 *児童会、生徒会などによる啓発活動
1 月	部会による情報交換会 カウンセリング	*冬休み明けの状況確認 *セルフチェックなどの実施
2 月	カウンセリング研修会 いじめアンケート カウンセリング	*学校評価の作成 *いじめ問題についての評価作成 *いじめアンケートの総括
3 月	カウンセリング 取り組みのまとめ	



- いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに迅速に対応することを基本とする。
- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等には十分に配慮して事実確認を行う。
- 問題行動に暴力、恐喝等の犯罪行為や、学校だけでは解決・指導が困難な重大な事案であった場合は、関係機関への協力を依頼することを逡巡しない。
→速やかに県・市教委、子ども家庭センターほかの関係機関に連絡し、組織的対応を行う
事案によっては緊急保護者会などを検討し、マスコミ対応は管理職の元に一本化する
- 双方の保護者に対しては家庭訪問の実施など丁寧な対応を行い、協力を得られるように努める。
- ネット上でのいじめへの対応として、サイバー犯罪被害防止教室などで正しい知識を提供するとともに、個別面談などで情報を積極的に収集する。